

報告第 19 号

令和 6 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 太田 寛

健 全 化 判 断 比 率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (11.91)	- (16.91)	7.9 (25.0)	- (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」を記載。
- 2 早期健全化基準は括弧内に記載。

報告第 20 号

令和 6 年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金
不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 太田 寛

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市産業団地造成事業特別会計	－	71 千円

備 考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「－」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 4 号
の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 21 号

令和 6 年度決算に基づく安曇野市有明荘特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 太田 寛

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市有明荘特別会計	—	79,617 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 3 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 22 号

令和 6 年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業
会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第
94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報
告する。

令和 7 年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 太田 寛

資 金 不 足 比 率

会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
安曇野市水道事業会計	—	1,786,910 千円
安曇野市下水道事業会計	—	1,719,382 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号
の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第23号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年8月26日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年7月23日

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

令和7年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）

令和7年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,233,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		2,345,833	492	2,346,325
	1 国庫負担金	1,730,359	400	1,730,759
	2 国庫補助金	615,474	92	615,566
4 支払基金交付金		2,685,446	540	2,685,986
	1 支払基金交付金	2,685,446	540	2,685,986
5 県支出金		1,448,890	250	1,449,140
	1 県負担金	1,370,611	250	1,370,861
8 繰入金		1,600,569	718	1,601,287
	1 一般会計繰入金	1,476,556	250	1,476,806
	2 基金繰入金	124,013	468	124,481
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		2,150,716	0	2,150,716
歳 入 合 計		10,231,454	2,000	10,233,454

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		9,541,443	2,000	9,543,443
	5 高額医療合算介護サービス等費	29,267	2,000	31,267
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		690,011	0	690,011
歳 出 合 計		10,231,454	2,000	10,233,454

報告第 24 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高有明 1831 番 3 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 9 日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 北安曇郡池田町

氏名

2 事故の概要

令和 7 年 4 月 10 日（木）午後 8 時 10 分頃、損害賠償請求者が運転する軽自動車
が市道穂高 1 級 9 号線を南方面に走行中、車線左側を自転車が走行していたため、
道路中央へ進路を変更したところ舗装路面が欠損しており、右側後輪を損傷したも
のである。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を
70%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 103,373 円を賠
償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外
一切の債権債務がないことを相互に確認した。

報告第 25 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科高家 3555 番 1 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 9 日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和 7 年 4 月 21 日（月）午後 1 時 30 分頃、損害賠償請求者が運転する軽自動車
が市道豊科 1560 号線を南方面に走行中、舗装路面が欠損しており、左側前輪及び後
輪を損傷したものである。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を
30%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 12,474 円を賠償
するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外
一切の債権債務がないことを相互に確認した。